

# 福岡県公報

令和元年7月12日  
第 20 号

## 目次

### 告 示 (第146号 - 第149号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の占用の制限 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2

### 公 告

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 3
- 令和元年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災指導課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 遠賀川下流右岸圏域に係る河川整備計画 (河川整備課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) ..... 6

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ..... 6
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万

- に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ..... 7
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ..... 7

## 雑 報

- 平成30年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	朝 田 線	前	うきは市浮羽町新川3911番1先から	5.0 ～ 25.5	294.0
				うきは市浮羽町新川2824番4先まで		
			後	うきは市浮羽町新川3911番1先から	5.0 ～ 25.5	294.0
				うきは市浮羽町新川2824番4先まで		
			後	うきは市浮羽町新川3911番1先から	6.0 ～ 36.9	280.0
				うきは市浮羽町新川2824番4先まで		

### 福岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を

制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
久留米	県道	八女香春線	うきは市浮羽町妹川3122番6先から うきは市浮羽町妹川3118番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月26日

福岡県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米立花線	八女郡広川町大字吉常418番3先から 八女郡広川町大字吉常357番1先まで

福岡県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	水田大川線	前	大川市大字向島1950番7先から 大川市大字向島2057番1先まで	12.5 ～ 26.4	211.0
			後	大川市大字向島1950番7先から 大川市大字向島2057番1先まで	14.6 ～ 42.9	211.0

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営くぬぎ谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和元年7月12日から 令和元年8月13日まで	福智町役場

## 公告

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任監事

氏名	住所
馬田 岩雄	うきは市浮羽町高見357番地2

### 2 就任監事

氏名	住所
舎川 敏明	うきは市浮羽町古川578番地9

## 公告

中元寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任理事

氏名	住所
白石 富雄	田川郡添田町大字中元寺2039番地
廣瀬 高治	田川郡添田町大字中元寺1726番地
木森 静雄	田川郡添田町大字中元寺1453番地
初井 政美	田川郡添田町大字中元寺1563番地の1
白石 誠	田川郡添田町大字中元寺1997番地

井手口 嘉治	田川郡添田町大字中元寺2043番地の2
中島 彬	田川郡添田町大字中元寺2474番地の2
堀山 輝久	田川郡添田町大字中元寺2714番地
船瀬 弘	田川郡添田町大字中元寺2798番地
山本 常夫	田川郡添田町大字中元寺3873番地の1

### 2 退任監事

氏名	住所
宮崎 憲一	田川郡添田町大字中元寺2630番地の1
福田 富良	田川郡添田町大字中元寺1593番地

### 3 就任理事

氏名	住所
白石 富雄	田川郡添田町大字中元寺2039番地
山本 常夫	田川郡添田町大字中元寺3873番地の1
船瀬 弘	田川郡添田町大字中元寺2798番地
初井 政美	田川郡添田町大字中元寺1563番地の1
鬼丸 秀雄	田川郡添田町大字中元寺1092番地の3
岡本 智博	田川郡添田町大字中元寺2066番地

### 4 就任監事

氏名	住所
中島 彬	田川郡添田町大字中元寺2474番地の2
白石 誠	田川郡添田町大字中元寺1997番地

## 公告

令和元年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

### 1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸事情により、受講していない者も対象となる。）

3 講習科目等

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
  - ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
  - イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
  - ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
  - エ 消防設備士の責務
  - オ 特異な火災事故例及びその問題点
  - カ その他防火に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
  - ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
  - イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領
  - ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点
  - エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点
- (3) その他  
講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士

避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
令和元年9月4日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 公立大学法人北九州市 立大学	北九州市小倉南区北方 4-2-1
令和元年9月5日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
令和元年9月6日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年9月9日 (月曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年9月10日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年9月11日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年9月25日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	飯塚市 飯塚地区消防本部	飯塚市片島3-16-8
令和元年9月26日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年9月27日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年10月9日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	久留米市 久留米ビジネスプラザ	久留米市宮ノ陣4-29-11
令和元年10月10日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
令和元年10月11日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年10月23日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1-3-3

令和元年10月24日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年10月25日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年10月28日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
令和元年10月29日 (火曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年11月7日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年11月8日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
令和元年11月21日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
令和元年11月22日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年11月25日 (月曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
令和元年11月26日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
令和元年11月28日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
令和元年11月29日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

講習時間は、午前9時15分から午後5時00分までとする。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 一般財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で令和元年7月12日（金）から交付する。

### (2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、令和元年7月16日（火）から令和元年8月16日（金）までの間、郵送による場合は令和元年8月16日（金）までの消印のあるものに限り、一般財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

## 8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続の問合せは、一般財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福間南一丁目389番1から389番4まで、389番7、389番9、389番11から389番15まで、389番18、1090番4及び1090番6から1090番9まで

### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市自由ヶ丘五丁目39番地56

株式会社ユアライフ

代表取締役 綾城 一生

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区	令和元年7月2日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市倉久字二ノ坪1470番5、1471番1、1472番1、1473番1、1473番5、1473番7、1473番10から1473番20まで、1474番1、1474番2、1475番1、1476番1、1476番4、1477番1、1477番3、1478番1、1479番1、1479番2、1479番4、1480番5及び1480番6

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2383番地

株式会社 中山運輸

代表取締役 中山 博樹

**公告**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「遠賀川下流右岸圏域河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市稲元二丁目302番1、302番2、302番4、303番から305番まで、308番1、309番及び309番2並びに東郷字川向1200番6及び1200番7

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区室町三丁目1番2号

社会医療法人北九州病院

理事長 佐多 竹良

**公告**

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年7月12日

福岡県知事 小川 洋

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 平尾3丁目(a)地区	福岡市博多区中呉服町3番11号 株式会社アトラックス 代表取締役 倉田 新一

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和元年6月登録日現在にお



ける選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,704

**福岡県選挙管理委員会告示第25号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和元年6月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,396

**福岡県選挙管理委員会告示第26号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和元年6月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和元年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,071
北九州市小倉北区	50,788
北九州市小倉南区	58,542
北九州市若松区	23,016

北九州市八幡東区	18,956
北九州市八幡西区	70,399
北九州市戸畑区	16,365
福岡市東区	82,700
福岡市博多区	64,180
福岡市中央区	53,248
福岡市南区	71,191
福岡市城南区	34,521
福岡市早良区	58,825
福岡市西区	55,997
大牟田市	32,859
久留米市	83,511
直方市	15,775
飯塚市・嘉穂郡	39,621
田川市	13,299
柳川市	18,687
八女市・八女郡	23,391
筑後市	13,425
大川市・三潞郡	13,704
行橋市	20,322
中間市	12,028
小郡市・三井郡	20,482
筑紫野市	28,458
春日市	30,485
大野城市	27,136
宗像市	26,808
太宰府市	19,672
古賀市	16,178
福津市	17,574

うきは市	8,326
宮若市・鞍手郡	14,668
嘉麻市	10,901
朝倉市・朝倉郡	23,779
みやま市	10,697
糸島市	27,999
那珂川市	13,422
糟屋郡	61,431
遠賀郡	26,145
田川郡	22,077
京都郡	15,671
築上郡・豊前市	16,410

**雑 報**

**福岡県市町村職員共済組合公告**

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年7月12日

福岡県市町村職員共済組合  
理事長 井上 幸春

損益計算書の要旨

(単位:千円)

取	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
	負担金	7,160,065	19,127,112	996,609	218,954			272,739	270,379				
	掛金(組合員保険料を含む)	7,234,832	12,040,860	996,598					201,237				
	特定健康診査等収入								81,690				
	組合員貸付金利息										23,369		
	受託商品手数料											9,695	
	補助金・交付金	717,129						118,293			178		
	利息及び配当金等					191	33,928	60	520	495,053			1
	その他の収入	13,944						59		29,290		3,266	
	他経理から繰入金							54,759					
	前年度支払準備金	1,110,949											
	計	16,236,919	31,167,972	1,993,207	218,954	191	33,928	445,910	553,826	524,343	23,547	12,961	1
入	給付金	7,075,888											
支	役員給与							181,932	33,943	14,639	5,630	1,830	

旅費・事務費								16,498	3,780	10,490	4,415	981	
支払利息						191	33,928			402,246	6,203	2,829	
前期高齢納付金、後期高齢・病児支援金	6,156,234												
老人・退職者拠出金、介護納付金	1,306,851												
連合会払込金	176,098										1,894		
連合会拠出金	500,470												
連合会分担金								44,594	5,603				
負担金払込金・掛金払込金		31,167,972	1,993,207	218,954									
事務費負担金払込金								121,217					
厚生費(保健事業)									496,290				
特定健康診査等費									16,203				
その他の支出	6,645							68,944	20,046	11,134	5,408	6,557	
他経理へ繰入金	54,759												
次年度支払準備金	1,088,975												
出 計	16,365,920	31,167,972	1,993,207	218,954	191	33,928	433,185	575,865	438,509	23,550	12,197	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 129,001	0	0	0	0	0	0	12,725	△ 22,039	85,834	△ 3	764	1

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	固定資産	資産合計	負債	流動負債	固定負債	負債合計	純資産	資本剰余金	利益剰余金(欠損金)	純資産合計	負債・純資産合計	
	3,085,651	1,954,490	131,934	928	191	806,924	958,102	2,093,383	22,544,743	135,395	698,144	513	
						409,000	6,902,684	15,042	1	52,006,108	1,786,290	1,921,685	
	3,085,651	1,954,490	131,934	928	409,191	7,709,608	973,144	2,093,384	74,550,851	1,921,685	698,144	513	
	638,817	1,954,490	131,934	928			12,934	14,075	68,773,801	352	833		
	1,088,976					409,191	7,709,608	438,056	98,257	32,463	665,368	560,000	
	1,727,793	1,954,490	131,934	928	409,191	7,709,608	450,990	112,332	68,806,264	665,720	560,833	0	
	1,357,858							522,154	1,981,052	5,744,587	1,255,965	137,311	513
	1,357,858	0	0	0	0	0	0	522,154	1,981,052	5,744,587	1,255,965	137,311	513
	3,085,651	1,954,490	131,934	928	409,191	7,709,608	973,144	2,093,384	74,550,851	1,921,685	698,144	513	